

保育における「愛」の言葉及び行動表現についての一考察
—関係法律や保育ガイドブックなどから「愛」の表現を読み解いていく試み—

海野展由

こども健康学科

A Study on the Verbal and Behavioral Expressions of LOVE
on Early Childhood Care and Education;
With Reference to the Basic Law of Child Welfare and Education
in Japan and Guidelines of Daycare Center,
Child Center and Kindergarten

Hiroyoshi UNNO

要旨

児童福祉法第1条や教育基本法第2条などに基づき、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領には「愛」に関する表現として「愛情」が数か所において見られるが、それらの解説書には「愛着」に関する表現は見られるものの、多くは「愛」以外の表現で保育における愛を説明しようとしていることが読み取れた。それらは「依存、関わり、受容、信頼、承認、理解、親しみ、応答、共感、一緒に、思いやり、情緒的な絆、感謝、責任、ケア、肯定的言葉、スキンシップ、分かち合い、贈り物、相手の必要を想って行動する」などであった。日本語での保育・教育においては、「愛」という言葉を直接的に用いずに愛を表現し、実践しようとしていることが読み取れた。

キーワード：保育における愛、言葉、行動表現、保育ガイドブック、愛以外の言葉による愛の表現

Abstract

Based on Article 1 of the Child Welfare Law and Article 2 of the Basic Education Law in Japan, there are a number of expressions of “love” (ai) in the Guidelines of Daycare Center, Child Center and Kindergarten which are interpreted as “affection” (aijo). However, in the Handbooks of these Guidelines, although “affection” and “attachment” are found in a few places, love is expressed by other words or expressions such as “dependence, involvement, acceptance, trust, approval, understanding, familiarity, response, empathy, together, compassion, emotional bond, gratitude, responsibility, care, affirmative words, sharing, touching, gift, and act of service.” With regards to Childcare Education in Japan, as indicated in the Guidelines and Handbooks, love is expressed and practiced without the direct usage of the word “love”.

Keywords : love, verbal and behavioral expressions, guidebooks on early childhood care and education, love without the direct usage of the word “love”

※本稿では、引用箇所本文に記される「愛」「愛情」「愛着」などのキーワードには下線を引き、筆者が考察し記述する「愛」に関わる表現と区別することとする。

1. はじめに

昔、テレビで『大草原の小さな家』を日本語吹き替え版で視聴していた時のことだった。主人公が妻の妊娠を知り、喜んで仕事に出かける際、振り向き様に妻に言った一言が、吹替では「じゃあね。」だったが、主人公の口は確かに“I love you.”と動いていた。日常的な挨拶代わりに love を使う文化圏では、あえて love を日本語の愛と訳さない場合もあるのかと驚いた記憶がある。果たして日本語文化圏の場合はどうであろうか。今も昔も歌い続けられている歌詞やドラマの台本、結婚式での誓いの言葉などには「愛」が綴られているとして、子育て場面や保育・教育界においてはどうかだろうか。本稿では日本語の言語文化的な「愛」を分析することを目的とはしないが、保育・教育を支える根拠法律やその解説書と言える保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領（以下、保育ガイドブックと呼ぶ）に登場する「愛」に着目し、保育・教育分野での日本語として「愛」がどのように語られているかに着目する。

2. 問題と目的

2-1. 日本の保育制度と保育内容の現状

我が国の保育・幼児教育は日本国憲法を起点とし、教育基本法、学校教育法に基づく幼稚園での幼児教育と児童福祉法に基づく保育所保育による二元化体制によって長く営まれてきた。さらに2015年4月から始まった子ども・子育て支援新制度により認定こども園法等も改正され、幼稚園・保育所・認定こども園（以下3施設と呼ぶ）等による三元化体制となった。⁽¹⁾

一方で、2017年に同時改訂・告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、通称保育ガイドブックには、保育・幼児教育理念や保育内容等において3施設の共通事項が確認されることとなった。さらに2019年10月から適用された幼児教育無償化は、3歳以上児の幼児教育については施設・制度的には三元化であっても、無償化の対象となる就学前児童への保育内容は平等に行われるべきであり、この意味において対象年齢児への保育内容が一元化されつつあることを意味している。⁽²⁾

この保育内容の一元化現象は、3歳以上児の幼児教育分野についてだけでなく、保育所と認定こども園での乳児・低年齢児への保育にも見られる現象である。幼児教育が乳児・低年齢児の発達の上に成り立っていることを踏まえれば、自ずと乳児・低年齢児の保育内容の一元化が土台となることは明らかである。

2-2. 児童福祉法第1条に見る「愛」の表現

「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」⁽³⁾ これは2016年に改正された児童福祉法第1条であるが、全ての児童は愛されるべきと記されている。保育・幼児教育に関する法律に「愛」という表現が記されている点で児童福祉法はユニークな存在となっているが、「子どもを愛する」とはどういうことかについては、その解釈を保育ガイドブック等に求めても、明確な表現が見当たらないように思われる。言い換えれば、保育ガイドブックは、その本文においては「愛情」、解説書においては「愛着」など「愛」を用いた表現は用いているが、その説明箇所においては、「愛」以外の言葉や表現でこれを説明しようとしているように読み取れる。

2-3. 本稿の目的

そこで本稿では、保育における「愛」は、「愛」以外の言葉や行動を表す表現によって補足説明されていることを仮説とし、実際にどのような言葉や行動表現に置き換えられているかについて、保育ガイドブックなどの保育関連資料から読み解いていくことを目的とする。

2-4. 研究方法

保育における「愛」に関する言葉や行動表現をキーワードとして、法律、保育ガイドブック、先行研究や著作、さらにこのテーマに関連するいくつかの資料からキーワードを読み解いていく。保育ガイドブックについては、2-1で述べたように、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の保育内容が統一化されている現状を踏まえ、主に第2章の保育内容を中心に読み解いていく。

3. 結果と考察

3-1. 法律・条約に見る「愛」について

3-1-1. 児童の権利に関する条約前文

2016年の児童福祉法改正は、児童の権利に関する条約の精神をこれに反映させるためであった。「児童の権利に関する条約」前文は、以下のように記されている。「…児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり…」即ち、児童の発達に欠かせない環境として「幸福、愛情と理解のある雰囲気」を挙げていることが、2016年改正後の児童福祉法第1条に影響している。この点は、保育所保育指針解説書にも「平成28年6月の児童福祉法改正では、こうした子どもを権利の主体として

位置付ける児童福祉の理念が明確化され、第1条に「(略)」と定められた。」とある。⁽⁴⁾

3-1-2. 2016年改正前の児童福祉法第1条第1項

1947年の制定以来、2016年に改正されるまでの児童福祉法第1条は第2項として以下のように記されていた。「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」⁽⁵⁾ この愛護とは英語では love and Care と表記される行為である。この「愛護」からは「保護」や「養護」などに用いられる「護」と「愛」が互いを保管し合っていることを意味している。このラブ&ケアの関係性については、後の5でも述べる。

3-1-3. 教育基本法第2条第3項に見る「愛」の表現

第2条には「教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」とあり、その第3項に「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」とある。⁽⁶⁾ ここに「敬愛」即ちリスペクト&ラブが語られている。「敬愛」とは「尊敬し、親しみの心を持つこと」と辞書にはある。⁽⁷⁾ 「敬い愛する」ためには、相手に親しみの念を抱く関係性が前提であることを表している。

3-2. 保育所保育指針などの保育ガイドブックに見る「愛情・愛着」について

3-2-1. 保育所保育指針と保育所保育指針解説書

3-2-1-1. 保育所保育指針

全5章で構成される保育所保育指針には、第2章「保育の内容」においては、数か所に渡って「愛情」という言葉が登場する。1 乳児保育における保育に関わるねらい及び内容には pp13~pp14 にかけて3か所「愛情」が記されている。即ち、(1) 基本的事項アには「…乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である」と記され、(2) ねらい及び内容 ア健康やかに伸び伸びと育つ (イ) 内容①に「保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。」と記されている。さらにイ身近な人と気持ちが通じ合う (ア) ねらい③には「身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。」と記されている。

また、2. 1歳以上3歳未満児における保育に関わるねらい及び内容においても乳児と同様の箇所 pp17 と pp19 の3か所に「愛情」が記されている。

さらに3. 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容においては、人間関係のねらいにおいて pp24 に「愛情」が1か所記されている。⁽⁸⁾

乳児保育に関わるねらい及び内容での「愛情」の3か所の記述からは、「愛情豊か」を「応答的」というもう

一つの形容詞で説明している。次の乳児の(2)ねらい及び内容においては、ア健康やかに伸び伸びと育つ (イ) 内容①「保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活する。」と「受容」を形容する表現として「愛情豊か」と説明し、またイ身近な人と気持ちが通じ合う (ア) ねらい③「身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。」と記して、「愛情」と「信頼感」を並列的に説明している。

また、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容では、pp17の(1) 基本的事項アにおいて、「…保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。」と述べ、乳児保育同様、「愛情豊か」と「応答的」を子どもへの関わり方の形容表現あるいは条件として用いている。同じく pp17の(2) ねらい及び内容のア健康においては、(ア) ねらいには登場しないが、(イ) 内容①には「保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。」と記述され、ここでも子どもの安定感ある生活のために必要な「受容」を「愛情豊かな」という形容詞で説明している。

次に、pp24-25の3歳以上児の保育に関するねらい及び内容においては「愛情」が1か所のみ登場する(2) ねらい及び内容におけるイ人間関係の全文を以下に引用し、(ア) ねらい②に登場する「愛情」が(イ) 内容ではどのような表現・説明されているかを検証する。⁽⁹⁾

「イ人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ア) ねらい ① 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。② 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

(イ) 内容 ① 保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。② 自分で考え、自分で行動する。③ 自分でできることは自分です。④ いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。⑤ 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。⑥ 自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。⑦ 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。⑧ 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。⑨ よいことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。⑩ 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。⑪ 友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。⑫ 共同の遊具や用具を大切にし、皆で使う。⑬ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

(ウ) 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の

事項に留意する必要がある。① 保育士等との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人と関わる基盤となることを考慮し、子どもが自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。② 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。③ 子どもが互いに関わりを深め、協同して遊ぶようになるため、自ら行動する力を育てるとともに、他の子どもと試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうことができるようにすること。④ 道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、子どもが他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし、また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。⑤ 集団の生活を通して、子どもが人との関わりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、子どもが保育士等との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。⑥ 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関係の深いいろいろな人と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に楽しみ、共感し合う体験を通して、これらの人々などに親しみをもち、人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにすること。また、生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。」

(ア) ねらい②に記される「愛情や信頼感をもつ」ことが(イ)内容①～⑬や(ウ)内容の取扱いにどのように表現・説明されているか検証すると、具体的に「愛情」という言葉を用いた説明は1か所も見当たらない代わりに、様々な日本語表現でこれを説明していることが読み取れる。具体的には(イ)内容①⑤⑥⑦⑩に共通する「共に～しながら」「相手の気持ちに気付く」といった関係性の上に成り立つ感情が愛情や信頼感につながると解釈できる。また(ウ)内容の取扱いには、まず自分が認められ、自己肯定感を基盤として相手の良さにも気付き認める過程が述べられていることから、「愛情や信頼感」の基盤は自分に対する自信であることも読み取れる。

3-2-1-2. 保育所保育指針解説書

では、これら保育所保育指針本文を解説するために、厚生労働省が指針告示の翌年2018年に発行した保育所保育指針解説書にはどのように「愛情」が語られているのかを検証する。

保育所保育指針本文と重複しない解説の部分において、第2章の保育の内容では、乳児保育に関わるねらい及び内容の中で「愛情」はpp89に1か所、pp91に2か所、pp101に2か所、pp104に1か所、pp113に1か所、計7か所登場する。また本文には登場しなかった「愛着」がpp89に「愛着関係」として1か所、pp101に「愛着関係」と「愛着の対象」として2か所の計3か所登場する。またpp101には「…周囲の大人から愛され、受け入れられ…」と「愛」を動詞として用いた箇所が1か所登場する。⁽¹⁰⁾

一例を解説書pp89から引用すれば、本文1乳児保育に関するねらい及び内容(1)基本的事項 アにおける「…これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。」について、解説書pp89下から7行目以降に「人との関わりの面では、表情や体の動き、泣き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成されるとともに、人に対する基本的信頼感を育てていく。また、6か月頃には身近な人の顔が分かり、あやしてもらおうと喜ぶなど、愛情を込めて受容的に関わる大人とのやり取りを楽しむ中で、愛着関係が強まる。その一方で、見知らぬ相手に対しては、人見知りをするようになる。」とあるように、特定の大人との受容的で応答的な関係性の中に「愛着」(アタッチメント)という感情に基づく信頼関係が育まれていくことが説明されている。

この乳児と大人の関係性については、保育所保育指針解説書pp101のイ社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」の解説2行目以降において、「乳児期において、子どもは身近にいる特定の保育士等による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して、相手との愛着関係を形成し、これを拠りどころとして、人に対する基本的信頼関係を培っていく。」⁽¹¹⁾とある。さらに「また自分が、かけがえのない存在であり、周囲の大人から愛され、受け入れられ、認められていることを実感し、自己肯定感を育てていく。」と続いていく。「愛されること」の別表現であり「自己肯定感」の前提条件ともいえる感情が、解説書pp101の解説5行目から6行目にかけての「受け入れられること」「認められること」、即ち「受容」と「承認」であることが読み取れる。

同頁の下から5行目以降には、「このように日々の温かく丁寧な触れ合いを重ねる中で、子どもは身近な保育士等に親しみをもち、より気持ちを通わせ、関わりを深めることを求める。こうして乳児期に特定の保育士等との間に芽生えた愛情や信頼感が、子どもが周囲の大人や

他の子どもと関心を抱き、人との関わりの世界を次第に広げていく上での基盤となる。」とあるように、「愛情」の前提が「関わり」にあることが読み取れる。

次に1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容においては、本文に沿って「愛情豊か」が pp124 に、「愛着」が pp135 に登場する。⁽¹²⁾ しかし、本文のイ人間関係(ウ)内容の取扱いに記されている「…そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。」を解説する pp142 には、「愛」を用いた表現は登場しない。以下にその解説書 pp142 の本文と解説全文を引用して検証する。

ちなみに、保育ガイドブックそのものは保育者向け指導書として書かれているが、各ガイドブック第2章の保育のねらい及び内容は子ども・園児・児童を主語として書かれている。しかし第2章の中でも「(ウ)内容の取扱い」については保育者向けに、保育者を主語として書かれている。

本文「(ウ)内容の取扱い①保育士等との信頼関係に支えられて生活を確立するとともに、自分で何かをしようとする気持ちが旺盛になる時期であることに鑑み、そのような子どもの気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行うようにすること。」

解説「子どもの発達の状態や内面に即した適切な援助を行うためには、まず保育士等が子ども一人一人のよさを認めて信頼関係をつくり出すことが必要である。そのため、保育士等は、まだ言葉が十分でないことを理解し、子どもの何気ない仕草や表情から、感じていることや実現したいと思っていることをありのままに受け止めることが大切である。そして、子どもの気持ちを尊重し、期待をもって見守ることで、子どもが生活や遊びの様々な場面で、自分でしようとする気持ちをもつことができるよう援助する。

子どもが自分で何かをしようとする過程で、時にはどうしたらよいか分からず戸惑ったり、不安を覚えてためらったりすることもある。保育士等は、こうした子どもの揺れ動く心の動きに対して、共感的に心を動かしたり、一緒に考えたりするなど、その時々で柔軟に応答することが大切である。保育士等のこのような援助によって、子どもは安心を得て自らやろうとする気持ちを旺盛にし、自立心の芽生えを育てていくのである。」⁽¹³⁾

本文に登場する保育士等を主語とする動詞や動詞に係る形容詞を列挙すると、「鑑み」「尊重する」「温かく見守る」「愛情豊かに、応答的に関わる」「適切な援助を行う」である。これに対して解説では、保育士等を主語とする動詞や動詞に係る形容詞では、「適切な援助を行う」「よさを認める」「信頼関係をつくり出す」「理解する」「ありのままに受け止める」「尊重する」「期待をもって見守る」「援助する」「共感的に心を動かす」「一緒に考

える」「柔軟に応答する」が挙げられる。

上記において、本文の「愛情豊かに」を説明する言葉は解説では何に当たると読み取ることが適当であろうか。本文では「尊重し、温かく見守る」の後に「愛情豊かに、応答的に関わり、適切な援助を行う」とあるので、解説での2段落目「子どもが…」に続く、「…こうした子どもの揺れ動く心の動きに対して、共感的に心を動かしたり、一緒に考えたりするなど、その時々で柔軟に応答すること…」の中で、「応答する」を説明する言葉でもある「共感的に心を動かす」「一緒に考える」保育士等の行為が、本文の「愛情豊かに、応答的に関わる」を説明していると考えられる。即ち、ここでは本文の「愛情」は「共感」や「一緒に」によって解説されていると解釈する。

同じことは、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容でも見ることができる。pp204 では、イ人間関係の本文(ア)ねらい②に「愛情」が記されながらも、その後の解説においては、イが終わる pp227 に至るまで、一度も「愛」の付く用語が用いられていない代わりに、解説 pp204 の3段落目の最後にある「共感や思いやり」が本文の「愛情」を説明していると読み取ることができ。⁽¹⁴⁾ 以下に解説書 pp204 の全文を引用しておく。

本文「イ 人との関わりに関する領域「人間関係」

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。(ア)ねらい ① 保育所の生活を、自分の力で行動することの充実感を味わう。② 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。③ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

解説「人と関わる力の基礎は、自分が保護者や周囲の人々に温かく見守られているという安定感から生まれる人に対する信頼感をもつこと、さらに、その信頼感に支えられて自分自身の生活を確立していくことによって培われる。

保育所の生活においては、何よりも保育士等との信頼関係を築くことが必要であり、それを基盤としながら様々なことを自分の力で行う 充実感や満足感を味わうようにすることが大切である。

また、子どもは、保育所の生活において多くの他の子どもや保育士等と触れ合う中で、自分の感情や意志を表現しながら、自己の存在感や他の人々と共に活動する楽しさを味わい、時には子ども同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などを通して互いに理解し合う体験や、考えを出し合ってよりよいものになるよう工夫したり、一緒に活動したりする楽しさを味わう体験を重ねながら関わりを深め、共感や思いやりなどをもつようになる。

さらに、このような生活の中で、よいことや悪いことに気付き、考えながら行動したり、きまりの大切さに気付き、守ろうとしたりするなど、生活のために必要な習

慣や態度を身に付けていくことが、人と関わる力を育てることになるのである。」

3-2-2. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領と幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書

全4章から構成される幼保連携型認定こども園教育・保育要領の第2章ねらい及び内容並びに配慮事項において、第1乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容ではpp17に1か所、pp18に2か所、計3か所「愛情」が記され、第2満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容においては、pp20、pp21、pp22にそれぞれ1か所、計3か所「愛情」が記され、さらに第3満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容の人間関係においては、pp27に「愛情」が1か所記されている点。これらの記述のされ方は保育所保育指針と同様である。⁽¹⁵⁾

一方、解説書の記述においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領本文の乳児期の園児の保育について3か所登場した「愛情」についての解説には2か所しか「愛情」の言葉が登場せず、満1歳以上満3歳未満の園児の保育については本文に3か所記されていた「愛情」が解説書では1か所しか登場しない。さらに満3歳以上の園の教育及び保育については、人間関係において本文では1か所記されていた「愛情」が解説書には登場していない。⁽¹⁶⁾ これらが意味するのは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書では、保育所保育指針解説書以上に、意図的に「愛情」を他の表現によって説明しようとする傾向だと考えられる。この理由としては、保育所保育指針やその解説書の適用を受ける保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設であるのに対し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領やその解説書の適用を受ける認定こども園は、改正認定こども園法に基づく施設であり、幼保連携型認定こども園は法律上児童福祉施設であると同時に幼稚園と同様の学校であることに関係があると推測する。

ただし、第2章を離れ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書のpp15にある序章第2節・乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割、1発達の特性(2)乳幼児期の発育・発達③発達の特性には、2つ目の○に「乳幼児期は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ち、それを心のよりどころとして身近な環境に興味や関心をもち、自発的に働き掛けるなど、次第に自我が芽生える時期である。」と「愛される」べき存在として乳幼児の発達が記されている。⁽¹⁷⁾ この点を次項の幼稚園教育要領解説書と比較検討してみたい。

3-2-3. 幼稚園教育要領と幼稚園教育要領解説書

全3章からなる幼稚園教育要領においては、対象児が

満3歳以上児であることから、先の2つのガイドブック同様、第2章ねらい及び内容の人間関係のねらいの本文pp16において「愛情」が1か所記されているが、⁽¹⁸⁾ 解説書には「愛情」という表現は登場しない。⁽¹⁹⁾

しかしながら、第2章ではなく、幼稚園教育要領解説書の第1章・幼稚園教育の基本においては、複数個所にわたり、「愛」や「愛情」の表現が登場することに注目したい。

解説書pp33、第1章第1節幼稚園教育の基本3幼稚園教育の基本に関連して重視する事項(1)幼児期にふさわしい生活の展開①教師との信頼関係に支えられた生活において、「この時期、幼児は自らの世界を拡大していくために、あらゆることに挑戦し、自分でやりたいという気持ちが強まる。その一方で、信頼する大人に自分の存在を認めてもらいたい、愛されたい、支えられたいという気持ちをもっている。」とあり、pp38(3)一人一人の発達の特性に応じた指導②一人一人に応じることの意味では、「幼児は、自分の要求を満たしてくれる教師に親しみや自分に対する愛情を感じて信頼を寄せるものである。」と記されている。⁽²⁰⁾

これに対し、先の幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書にあった乳幼児期の発達の特性に当たる部分が、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書序章の第2節・幼児期の発達の特性と幼稚園教育の役割1幼児期の特性2)発達の特性③発達の特性がpp15からpp16にかけて記されているが、ここには「愛される」べき存在という表現が見当たらない。法律上、学校としての幼稚園に適用される幼稚園教育要領解説書では「愛」を記さず、法律上は学校だけでなく児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書では、幼稚園教育要領解説書と同じような章立てになっている序章の発達の特性において、「愛」が記されている点が特徴的である。

ここで、幼稚園教育要領解説書pp15、16での発達の特性の2段落目をYとし、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書pp15での発達の特性の2段落目をYHとして比較してみる。

Y「幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができるのである。すなわち、この時期は、大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期であるといえる。また、幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人と関わり、充実した生活を営むために大切なことである。」⁽²¹⁾

YH「乳幼児期は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、

人への信頼感が育ち、それを心のよりどころとして身近な環境に興味や関心をもち、自発的に働き掛けるなど、次第に自我が芽生える時期である。興味や好奇心に導かれて触れていく世界は、園児にとって新たな出会いや発見に満ちている。笑ったり、泣いたり、驚いたり、不思議に感じたり、周囲の保護者や保育教諭等の大人や他の園児と共感したり、楽しんだりする中で、園児の感情が豊かに育っていく。その中で、自分と他者との違いなどに気付き始め、それが自分の気持ちを相手に表現していく意欲や行動につながり、自我の育ちとなっていく。⁽²²⁾

上記の Y と YH を比較検討すると、YH で「愛され、信頼されることにより、情緒が安定する」と説明している幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書に対し、幼稚園教育要領解説書では、「いつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられるという安定感を基盤にして」と、大人への依存が必要であることの説明の中に、「愛」を含ませていると読み取れる。

3歳以上の幼児を対象とする幼稚園教育要領解説書に対し、乳児や満1歳以上児をも対象とする幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書では、「愛」に関する発達特性の表現に違いが見られたが、「依存」や「信頼」という関係性に関わる表現がこれを補っていると解釈することができるだろう。

3-3. 専門書に見る「愛・愛着形成」

3-3-1. 文部科学省中央教育審議会答申

文部科学省中央教育審議会答申では「教育的愛情」という用語が常に用いられるが、2006年答申の「教員に求められる資質能力等について」においては、優れた教師の条件について、大きく集約すると以下の3つの要素が重要であるとし、その1番目に「子どもに対する愛情」という表現が登場する。①教職に対する強い情熱:教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など ②教育の専門家としての確かな力量:子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など ③総合的な人間力:豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくこと⁽²³⁾

ただし、「子どもに対する愛情」を別の表現で補足説明している箇所は見当たらない。以前から用いられる「教育的愛情」同様、「愛情」は教師の「責任感」と並ぶ資質として説明されている。

3-3-2. 愛着形成についての著書・論文のいくつか

まず、本稿では「愛着形成」をアタッチメントとは表現しないことについて述べる。数井・遠藤(2005)⁽²⁴⁾は、著書『アタッチメント 生涯にわたる絆』の中で、

attachment が日本語では「愛着」と訳されることが多いが、これには語弊が伴うと指摘する。また「愛着」という言葉が「愛情」と一緒になって理解される風潮にも触れ、アタッチメントとしての「愛着」には肯定的意味合いも否定的意味合いもなく、つまるところ「近接」の確保であり、その機能は「保護」とであると説明する。そして、「愛着のある関係」と「愛情豊かな関係」は同一視されがちなが、「愛情」という感情面は愛着とは別の要素であり、アタッチメントの本質から外れるところがあると述べている。その上で、アタッチメント理論提唱者の Bowlby 自身も、アタッチメントを情緒的な絆そのものとするような記述をしていることを認めている。これらを受けて、本稿では数井・遠藤の述べるアタッチメントを、保育ガイドブックや解説書で用いられる「愛着形成」や「愛情」とは別の概念として扱うことにする。

その上で、数井の理論を用いた池田・楠(2019)の論文『保育所における子どもの愛着形成への理解と支援』⁽²⁵⁾では、数井等の先行研究を基に、保育所において保育士等が親の代替的愛着対象者として子どもとの愛着を形成するための資質として、以下を挙げている。①子どもの心身の発達、特に自我の育ちや親子の愛着の状態に関する適切なアセスメントを行えること、②子どもの心身の状態を敏感に察知しながら、子どもの愛着行動に対して適切に応答し、子どもにとって情緒的利用が可能な安全基地として機能できること、③目的修正相互作用を重視した整合性のある関わりを提供しながら、目標を定めてソーシャルスキルの獲得を促し、子どもと他者との関わりの世界を広げていけること、④関わりに対する子どもの反応・変容を客観的にアセスメントし、それを次ぎの目標にフィードバックしていけることを挙げている。

これらの保育者の資質は、子どもの愛着の必要への①受容と気付き、②適切な応答、③モデルとしての関わり、④関係性の省察、のようなプロセスに置き換えられると言えるだろう。

一方、広木(2000)は著書『保育に愛と科学を』⁽²⁶⁾の中で、保育現場での事例などから母と子の絆とも言える基本的信頼感ができていない状況の現れについて触れ、愛着の対象が必要な時に得られるという実感が持てない子どもの存在に警鐘を鳴らしている。そして子どもの健全な発育と自立のためには、自由が保障された創意工夫ある遊びや、子どもを科学的に正しく理解し、愛着形成のモデルとなる人的環境としての保育者の存在意義を挙げている。

ただし、著書のタイトルに「愛」を記しているが、本文中には「愛」に関する直接的表現は pp56 の「愛着形成」の1か所程度に限られており、その他の箇所では別の表現で、子どもの発達の科学的根拠に基づいた理解者としての大人の存在や、子ども自身の多様で自由な遊び体験の重要性を認め、そのための人的環境を含めた諸条件を整える必要を説いている。子どもの将来を見据え、

子どもにとって今何が必要であるかを大人が自覚し、そのために責任ある行動を取るこそが、子どもへの愛になると訴えているかのようである。

4. その他の文献・資料等に見る「愛」の表現

4-1. 『子どもに愛が伝わる5つの方法』⁽²⁷⁾

原語のタイトルは“The Five Love Languages of Children”直訳すれば、「子どもの5つの愛の言語」となる。著者の Gary Chapman & Ross Campbell は子どもに愛が伝わる5つの方法として、スキンシップ (Touching)、肯定的なことば (Affirmative words)、充実した時間 (Quality Time)、贈り物 (Gift)、尽くす行為 (Act of Service) の5つを挙げている。この5つに順番性はないが、Act of Service は「相手の望むことをすること」と訳することができる。これは相手が今何を望んでいるか、相手の必要を探り、それを実現しようとする配慮と実践を伴う行為である。

ちなみに、著者の一人、チャップマンは、この本を出版する前にまず大人の恋人向けに“The Five Love Languages”⁽²⁸⁾を出版したが、その際の訳者ディフォーレスト千恵氏は日本語版タイトルを『愛を伝える5つの方法』とした。その後子ども向けに出版された本の日本語訳は中村佐知氏が務めたが、「愛を伝える」ではなく「愛が伝わる」と訳した点が大変ユニークである。「伝える」行為に比べて、「伝わる」行為には、相手にこの愛の言語が届くよう、より配慮するニュアンスが込められていると解釈できる。

4-2. 聖書における「愛」

愛の宗教とも言われるキリスト教の聖書は、神の人への愛が記されている書物であるとされる。具体的に「愛」についての定義とも読める箇所が、新約聖書コリントの信徒への手紙 I 第 13 章 4～8 節にあるので、以下に引用する。

「愛は寛容であり、愛は親切です。また人をねたみません。愛は自慢せず、高慢になりません。礼儀に反することをせず、自分の利益を求めず、怒らず、人のした悪を思わず、不正を喜ばずに真理を喜びます。すべてを我慢し、すべてを信じ、すべてを期待し、すべてを耐え忍びます。愛は決して絶えることはありません。」⁽²⁹⁾

また、新約聖書ローマ人への手紙 12 章 15 節には「喜ぶ者といっしょに喜び、泣く者といっしょに泣きなさい。」⁽³⁰⁾と、愛の行為が具体的に記されている。聖書は「愛」が「共感する」ことによって具体的に表現されることを示している。聖書が語る神の究極の愛はキリストの十字架に象徴される自己犠牲と身代わりの贖罪である。乳幼児を対象とした保育実践においては難しいテーマはあるが、「私たちが神を愛したのではなく、神が私たちを愛し、私たちの罪のために、なだめの供え物としての御子を遣わされました。ここに愛があるのです。」⁽³¹⁾

という新約聖書第 I ヨハネ 4 章 9～10 節の言葉が、私たちは愛されているという信仰に基づく自己肯定感と感謝によって、今度は自分が神や隣人、そして自らを愛する行為となると聖書は説明する。これがキリスト教信条の根拠となっている。即ちキリスト教においては、愛は与える前にまず受けるもの、既に受けているものなのである。

18 世紀以降の中世ヨーロッパでの教育思想家の活躍や、彼らによって樹立され拡散した保育施設がキリスト教信仰と無縁ではなかったことは明らかであり、それらが明治以降に宣教師等によって日本にも根を張り始めた実績を見ると、保育における愛を聖書の思想から学ぶことには大きな意味があることが分かる。

キリスト教保育連盟発行の『新キリスト教保育指針』⁽³²⁾では、聖書の語る神の愛は一見目には見えないが、信仰によってその愛を具現化された恵みとして日々受け取っていることを保育者が自覚することで、子どもに様々な場面で目にみえるかたちで愛を与える存在となり得ることを説明している。

4-3. 恋人への歌に見る「愛」

盲目のシンガーソングライター、スティービーワンダーが作詞・作曲した『I Just Called To Say I Love You』の歌詞から、サビの部分以下に引用する。

「No New Year's Day to celebrate ～…
I just called to say I love you. I just called to say how much I care. I just called to say I love you ～…」⁽³³⁾

この日本語訳は以下のようである。

「愛していると伝えたくて電話したよ。どんなに君のことを想っているか伝えたくて、愛していると伝えたくて、電話したよ。」

この歌詞からは、love を 2 回繰り返す合間に、care と別の言葉で愛を表現し直していることから、love ラブと care ケアはほぼ同意語であることが分かる。ケアを別の日本語で表現すれば「想う」「気になる」であろうか。言語や文化の壁を越えた英語のラブソングが、3-1-2 で述べた 2016 年以前の児童福祉法第 1 条にあった「愛護」の意味を考察する一助になると考える。

5. まとめ

2016 年の児童福祉法改正による第 1 条の変更は児童の権利に関する条約に基づき「児童は愛されるべき存在」と明記されたが、それ以前の第 1 条においても、児童は「愛護されるべき存在」と明記されていた。この改正後の「愛」であれ、改正前の「愛護」であれ、日本の保育専門書には「愛」という言葉・用語・表現を積極的には用いない背景が伺えるものの、「愛」を代弁する表現で「愛」の理念を実践するよう説明していることが分かった。

特に「愛」「愛情」「愛着」といった表現が実際に用い

られている保育ガイドブック本文や解説書、その他いくつか紹介した文献・資料等には、「愛」に関する言葉や行動表現が登場する箇所の周辺に「依存」「関わり」「受容」「信頼」「承認」「理解」「親しみ」「応答」「共感」「一緒に」「思いやり」「情緒的な絆」「感謝」「責任」や「ケア」「肯定的言葉」「スキンシップ」「分かち合い」「贈り物」「相手の必要を想って行動する」(以上、順不同)など、相手との関係性に関わる言葉や表現を用いて「愛」の理念や行為を補完していると読み取ることができる。

6. 最後に

シンガポール国籍で英語圏文化とキリスト教信仰によって育った私の妻は、二人の子育ての際、度々“I love you.”と語りかけ、愛を言語化していた。しかし日本語での子育てや保育・教育においては、「愛」という言葉を直接的に用いることは稀である。それは「愛」という言葉を使わずに愛を表現する日本的な文化が影響しているからであろう。しかし、保護者や保育者は「愛」という言葉を発せずとも、愛を実践しているはずである。自らの保育にどのような愛が込められているかを時に自覚・自省する機会があっても良いのではないだろうか。

引用・参考文献

- (1) 全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書 2021』2021, ひとなる書房 pp24-27
- (2) 同 pp92-98
- (3) 大豆生田啓友・三谷大紀『最新保育資料集 2019』2019, ミネルヴァ書房
- (4) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp13
- (5) 子どもと保育総合研究所『最新保育資料集 2015』2015, ミネルヴァ書房
- (6) 大豆生田啓友・三谷大紀『最新保育資料集 2019』2019, ミネルヴァ書房
- (7) 大辞林
- (8) 厚生労働省『保育所保育指針』2017, フレーベル館 pp13,14,17,19,24
- (9) 厚生労働省『保育所保育指針』2017, フレーベル館 pp24,25
- (10) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp89,91,101,104,113
- (11) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp101
- (12) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp124,135
- (13) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp142
- (14) 厚生労働省『保育所保育指針解説書』2018, フレーベル館 pp204-227
- (15) 内閣府、文部科学省、厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』2017, フレーベル館 pp17,18,20,21,22,27
- (16) 内閣府、文部科学省、厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書』2018, フレーベル館 pp159,161,166,167,180,182,194,239
- (17) 内閣府、文部科学省、厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書』2018, フレーベル館 pp15
- (18) 文部科学省『幼稚園教育要領』2017, フレーベル館 pp16
- (19) 文部科学省『幼稚園教育要領解説書』2018, フレーベル館 pp167
- (20) 文部科学省『幼稚園教育要領』2017, フレーベル館 pp33,38
- (21) 文部科学省『幼稚園教育要領解説書』2018, フレーベル館 pp15
- (22) 内閣府、文部科学省、厚生労働省『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書』2018, フレーベル館 pp15
- (23) 文部科学省ホームページ (情報取得 2021/09/24)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afieldfile/2016/03/25/1367367_06.pdf
- (24) 数井みゆき、遠藤利彦『アタッチメント 生涯にわたる絆』2005, ミネルヴァ書房
- (25) 池田佐輪子・楠凡之『保育所における子どもの愛着形成への理解と支援』2019, 北九州市立大学文学部紀要第 26 巻 pp4
- (26) 広木克行『保育に愛と科学を』2000, 北水 pp56
- (27) ゲーリー・チャップマン、ロス・キャンベル、中村佐知『子どもに愛が伝わる 5 つの方法』2009, いのちのことば社
- (28) ゲーリー・チャップマン、ディフォーレスト千恵訳『愛を伝える 5 つの方法』2007, いのちのことば社
- (29) 『新改訳聖書』1981, いのちのことば社
- (30) 同
- (31) 同
- (32) キリスト教保育連盟『新キリスト教保育指針』2010, 誠宏印刷 pp21,23
- (33) Stevie Wonder『I Just Called To Say I Love You』1984